

諮問日：平成31年3月7日

答申日：令和元年8月23日

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成29年9月14日付けで提起した処分庁青森市長（以下「処分庁」という。）による平成29年度固定資産税税額更正処分に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきとする審査庁の判断は妥当である。

第2 事案の概要

1 審査請求に係る処分

処分庁は、平成29年6月12日付けで、審査請求人に対し、平成29年度固定資産税税額更正処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人は、平成29年6月14日に本件処分があったことを知った。

2 審査請求

審査請求人は、平成29年9月14日付けで、審査庁に対し、「青森市長の平成29年6月12日付け固定資産登録価格兼税額（決定・変更）通知書（以下「本件通知書」という。）による処分を取り消すとの決定を求める」との趣旨の審査請求書を提出した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 本件通知書には、課税地積、評価額、課税標準額が変更された根拠・理由が記載されていない。

(2) 処分庁は課税の根拠、理由、課税に対して不服があった場合の救済措置等を文書で明示すべきであるにも関わらず、資産税課長は文書回答を拒否したものであり、本件通知書による処分は違法・不当である。

2 審査庁の主張

審理員意見書のとおり本件処分には違法又は不当な点は認められないため、本件審査請求については棄却すべきものとする。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分の違法性又は不当性について

ア 審査請求人は、本件通知書の記載事項に不備があることから違法・不当であると主張する。しかしながら、地方税法（以下「法」という。）第417条第1項では、市長

は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合、直ちに固定資産課税台帳に登録された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録し、その旨を納税義務者に通知しなければならないことが規定されており、記載すべき事項等について特段の定めはない。また、固定資産逐条解説（平成22年6月財団法人地方財務協会発行）によれば、「納税義務者への通知は、特定の固定資産についての問題であるので、一般的な縦覧を行うことはせず、市町村長から納税義務者に対して個々に通知することとしているものである。」という趣旨に照らせば、法第417条第1項による通知は、固定資産課税台帳の価格等が変更されたことについて、納税義務者が理解しうる内容であれば足りると言える。

イ 本件通知書を確認したところ、固定資産課税台帳に記載されている価格等を修正した内容及びその更正事由が記載されており、納税義務者が価格等の変更があったことが理解できる内容となっている。また、本件通知書には、更正の根拠条文、審査請求できる旨の教示が記載されており、本件処分は、法第417条第1項に基づき、適正に行われたものであると認められ、違法又は不当であるとは言えない。したがって、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては採用することができない。

ウ 審査請求人は、本件処分に関する土地の地目、地積及び単価について種々の主張をするが、法第432条第1項に規定されている固定資産評価審査委員会に申出をすることができる事項に該当する固定資産の価格を算出する要素となるものであり、当職がこれを判断すべきものではない。

エ 審査請求人は、審査請求書、反論書及び本件審査請求に係る口頭意見陳述の中で、種々の主張を行っているが、これらの主張はいずれも本件処分の取消しを求める理由としては採用することはできない。

(2) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

平成31年3月7日	諮問書の受理
令和元年6月3日	調査審議
令和元年7月26日	調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 関係法令の要旨

法第417条第1項後段において、(決定された価格等を修正し固定資産課税台帳に登録した場合においては、)市町村長は、遅滞なく、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならないことが規定されている。

2 本件処分について

本件通知書について、その根拠となる関係法令を確認したところ、本件処分は、前記1に掲げる関係法令の規定に照らし、違法又は不当な点は見当たらず、適正に行われたものと認

められる。

また、審査請求人は、審査請求書等において、資産税課長から文書回答がなかったこと等の主張をしているが、それらの主張は、本件処分取消しを求める理由としては採用することはできない。

3 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、第1記載のとおり判断する。

青森市行政不服審査会	会 長	遠藤 哲哉
	委 員	磯 裕一郎
	委 員	蝦名 和美